

第84号議案 「古賀市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の立場で討論します。

予防接種健康被害調査委員会は、予防接種による健康被害救済制度にとって必要不可欠な委員会です。新型コロナワクチンによる副反応に対する不安がある中でその役割は従来よりさらに大きくなっています。

救済制度の概要ですが、予防接種後の副反応による健康被害が生じたと厚生労働大臣が認める者については、国の負担により救済給付が行われます。

健康被害を受けた本人やその保護者は古賀市に必要書類をそろえて請求します。

古賀市は請求書を受理した後、予防接種健康被害調査委員会において医学的な見地から調査し、因果関係が確認されたものについて、福岡県を通じて厚生労働省に進達します。

厚生労働省は、疾病・障害認定審査会に諮問し、答申を受け、福岡県を通じて古賀市に通知する流れになっています。

従って必要な救済給付を受けるために、予防接種健康被害調査委員会は必要不可欠な組織となっています。

現状では、予防接種健康被害調査委員会は粕屋医師会長、粕屋保健所代表、粕屋地区内の小児科医2名、古賀市副市長の5人で構成されています。

しかし、新型コロナワクチン接種が始まり、その接種後の副反応による健康被害に対応するために体制の拡充が必要となりました。相談件数も11件あり、粕屋医師会からも要望があったとのこと。

今回の条例改正は、専門の事項を調査するために必要な者を2人以内で補充し、任期をその調査期間としようというものです。

本来は新型コロナワクチン接種と同時に予防接種健康被害調査委員会の体制を拡充すべきだったと思います。後手後手になった感は否めず、1回目、2回目コロナワクチン接種に伴う健康被害に対応できる体制確立ができていなかったと指摘せざるを得ません。担当部署での検証を求めておきます。

3回目のコロナワクチン接種が始まろうという今、体制の拡充は急務と言えます。そこで以下3点を指摘します。

- ①改正後、粕屋医師会の推薦が前提ですが、早急に専門分野に精通した委員2人を任命すること。
- ②新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済制度についての周知を徹底すること。広報で取り上げていますが、詳細は厚生労働省のホームページをご参照くださいとなっています。健康被害を受けた方はまず古賀市に請求する仕組みであり、その手続きについてはわかりやすく周知する必要があります。
- ③「専門の事項を調査する」という役割を果たすためには委員会の在り方の工夫も必要になると思われます。オンライン会議での対応も必要になるかもしれません。そこで、予防接種健康被害調査委員会設置条例並びにその施行規則の検証、改正について検討すること。

以上を指摘し討論とします。